明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

○九州地方整備局告示第九十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月三十日

九州地方整備局長　小平田浩司

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百二十号	鹿児島県肝属郡東串良町池之原字街道添二六七〇番一から同町池之原字街道添二七五四番一まで	九州地方整備局及び同局大隅河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十九年三月三十日

○九州地方整備局告示第九十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、平成二十九年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月三十日

九州地方整備局長　小平田浩司

一　道路の種類及び路線名及び占用を制限する区域及び図面縦覧場所

道路の種類	路線名	占用を制限する区域	図面縦覧場所
一般国道	二百二十号	鹿児島県肝属郡東串良町池之原字街道添二六七〇番一から同町池之原字街道添二七五四番一まで	九州地方整備局及び大隅河川国道事務所

二　制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三　占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四　占用の制限の開始の期日　平成二十九年三月三十一日

○北海道開発局告示第七十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十九年三月三十日　北海道開発局長　今　日出人

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三十六号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
北広島市輪厚三三〇番一から同市輪厚二番二まで	前	四七・一〇～九六・九四	〇・三九六
	後	四一・六二～八八・一六	〇・三九六

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局札幌開発建設部

○北海道開発局告示第七十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月三十日　北海道開発局長　今　日出人

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十四号及び二百七十二号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
北海道釧路郡釧路町中央二丁目八番一から同町字別保一〇八番七まで	前	A　一八・二〇～八六・四〇	七・八二七	上記A・B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	A　一八・二〇～八六・四〇 B・C　一一・〇〇～三五一・〇〇	七・八二七 六・五六六	

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局釧路開発建設部

○北海道開発局告示第七十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月三十日　北海道開発局長　今　日出人

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四百五十三号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
伊達市大滝区北湯沢温泉町三二九番一七から同市大滝区北湯沢温泉町三二九番一一地先まで	前	五〇・二一～五二・七七	〇・〇一一	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	五二・七七～五五・二八	〇・〇一一	

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局室蘭開発建設部

○北海道開発局告示第七十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月三十日　北海道開発局長　今　日出人

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四百五十三号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
伊達市大滝区北湯沢温泉町三二九番二から北海道有珠郡壮瞥町字蟠渓二六番一まで	前	A　六・五八～五二・五三 B　一四・五〇～二四二・三二	二・九一九 二・七五七	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
伊達市大滝区北湯沢温泉町三二九番一一地先から北海道有珠郡壮瞥町字蟠渓二六番一まで	後	A　六・五八～五二・五三 B　一四・五〇～二四二・三二	二・九八七 二・八二五	

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局室蘭開発建設部